

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第11号

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「3歳未満の子」の右に「(育児休業法第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。)」を加え、同条第3項前段中「前項」を「前2項」に改め、同項後段中「において、」の右に「第1項中「3歳未満の子(育児休業法第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。)がいる教職員が当該子を養育する」とあるのは「要介護者がいる教職員が当該要介護者を介護する」と、」を加える。

第7条第1項及び第3項中「親」の右に「(当該子を養育する者を含む。以下同じ。)」を加える。

第9条中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項中「掲げる3親等以内の親族」の右に「(同号において3親等以内の親族に含むものとされている者を含む。)」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

準用勤務時間等条例第7条第1項第4号に規定する教育委員会が定める者は、児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である教職員(同法第27条第4項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として児童を委託することができない教職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第10条中第5項を第10項とし、第2項から第4項までを5項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 準用勤務時間等条例第8条第2項に規定する教職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、教育長に対して行わなければならない。
- 3 教育長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があったときは、当該申出に係る期間の初日から末日までの期間(第6項において「申出の期間」という。)の指定期間

を指定するものとする。

- 4 教職員は、第2項の規定による申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合において、改めて指定期間の指定を希望する期間の末日を明らかにして、教育長に対して申し出なければならない。
- 5 教育長は、教職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があったときは、第3項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 第3項又は前項の規定にかかわらず、教育長は、それぞれ、申出の期間又は第2項の規定による申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全部について準用勤務時間等条例第8条第1項に規定する介護休暇を承認することができないことが明らかであるときは、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項に規定する介護休暇を承認することが明らかな日であるときは、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

第19条を第20条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条中「第2条」の右に「、第2条の2」を加え、「から第8条まで」を「、第7条」に改め、同条後段中「(第8条第4号を除く。)」を削り、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第11条 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業を承認されている教職員にあっては当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間、別に定める教職員にあっては別に定める時間をそれぞれ2時間から差し引いた時間）を超えない範囲内で15分を単位として受けることができる。

附則に次の1項を加える。

8 第2項から前項までに規定するもののほか、教育長は、切替教職員の休暇（年次休暇を除く。以下同じ。）の日数及び職務に専念する義務の免除（病気休務以外の理由によるものに限る。以下同じ。）を承認する日数の算出について、必要な調整措置を講じることができる。この場合において、施行日前に切替前規則の規定により施行日以後の期間に係る休暇の承認を受けていた切替教職員については、それぞれ当該休暇に係るこの規則の相当規定による休暇又は職務に専念する義務の免除の承認を受けたものとみなす。

別表第3中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

別表第4中「第13条関係」を「第14条関係」に改め、同表⁽²⁰⁾の項中「教職員とその配偶者の利用する時間を合計して1日90分以内とし、1日2回各45分」を「正規の勤務時間につき、1日を通じて2回まで、かつ90分以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)